

第 56 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時 2023 年 11 月 2 日(木) 13 時 30 分～14 時 30 分
2. 開催場所 一般社団法人 日本電気協会 会議室 (Web 会議併用)
3. 出席者 (順不同, 敬称略)
出席委員: 安田主査(北陸電力)*1, 玉井副主査(北海道電力), 磯野(日本原子力発電),
後藤(関西電力), 財田(中部電力), 高橋 (東京電力 HD), 三村(中国電力),
河津(九州電力) (計8名)
代理出席: 岡本(四国電力, 三島委員代理) (計1名)
欠席委員: 三浦(東北電力) (計1名)
常時参加者: 佐々木(北海道電力), 林(九州電力), 山本-(日本原子力研究開発機構) (計3名)
説明者: なし (計0名)
事務局: 梅津, 田邊 (日本電気協会) (計3名)
*1: 議題(2)より主査に選任。

4. 配付資料

- | | |
|---------------|---|
| 資料 No.56(1)-1 | 原子力規格委員会 運転・保守分科会 緊急時対策指針検討会委員名簿 (案) |
| 資料 No.56(1)-2 | 原子力規格委員会 運転・保守分科会 緊急時対策指針検討会委員名簿 (日程調整) |
| 資料 No.56(2) | 第 55 回 緊急時対策指針検討会 議事録 (案) |
| 資料 No.56(3) | JEAG4102 改訂検討に向けた検討課題について (案) |
| 資料 No.56(4)-1 | 2024 年度各分野の規格策定活動 |
| 資料 No.56(4)-2 | 原子力規格委員会 運転・保守分科会 2024 年度活動計画 (案) |

5. 議事

事務局より, 本会にて, 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後, 副主査の挨拶があり, 議事が進められた。

(1) 代理出席者, 委員定足数, 常時参加者, 説明者, オブザーバ, 配付資料の確認

事務局から, 代理出席者 1 名の紹介があり, 分科会規約第 13 条 (検討会) 第 7 項に基づき, 副主査により承認を得た。現時点で出席委員数は代理出席者を含め 9 名であり, 分科会規約第 13 条 (検討会) 第 15 項に基づき, 決議に必要な「委員総数の 3 分の 2 以上の出席(7 名以上)」を満たしていることが確認された。配付資料の確認の後に, 事務局より, 資料 No.56(1)-1 に基づき, 新委員 3 名の紹介があった。その後, 常時参加者 3 名の紹介があった。

(2) 主査選任について

副主査より, 現在主査が不在となっており, 分科会規約第 13 条 (検討会) 第 3 項に基づき, 主査は検討会委員の中から互選により選任することになっているので, 立候補する委員がいないか確認した結果, 特に立候補する委員がいなかったため, 副主査から北陸電力の安田委員を推薦するとの発言があった。他に主査候補がいなかったことから, 北陸電力の安田委員を主査とするかについて, 分科会規約第 13 条 (検討会) 第 15 項に基づく決議の結果, 出席委員の 5 分の 4 以上の賛成により承認された。その後選任された安田主査より挨拶があった。

(3) 前回議事録の確認

事務局から、資料 No.56(2)に基づき、前回議事録案の紹介があり、分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づき、正式議事録にすることについて決議の結果、特にコメントはなく承認された。

(4) JEAG4102 改定に向けた検討課題について

安田主査及び林常時参加者より、資料 No.56(3)に基づき、JEAG4102 改定に向けた検討課題のうちタスク⑤について説明があった。続けて、三村委員より、タスク⑨について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ タスク⑤については、前回検討会以降のコメントを反映したもので整理する。
- ・ 資料 No.56(3)12 頁の No.7 と No.8 について、GE21 に関する記載から BWR2～4 を削除するというになっているが、各社問題ないか。ちなみに No.8 の修正案の欄に BWR2～4 の記載が残っているが、修正時に削除するというのでよいか。
- 実際の修正案は 19 頁に記載してあり、削除している。
- ・ 本件については、次回検討会まで各委員に改めて確認して頂き、コメントを頂くこととする。
- ・ 今回まででタスク①、④及び⑤が終わり、⑨の一部を確認したこととなる。次回検討会では、目標を 2024 年 1 月に設定しているタスクについて審議していくことになると思うので、担当各社においては検討を進めて頂きたい。

(5) 2024 年度活動計画について

事務局より、資料 No.56(4)-1 及び資料 No.56(4)-2 に基づき、2024 年度活動計画について説明があった。

今回の説明資料で 2024 年度活動計画を運転・保守分科会に上程するかについて決議の結果承認された。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 2024 年度活動計画（案）で改定時期が 2025 年度予定となっているが、先程の議題(4)の全ての内容について改定するのか、それともこの中の 1 部ということなのか。
- 次回改定までに間に合う分については全て反映し、間に合わないものは次々回改定に反映することになるという認識。すべての内容を 2025 年度に間に合わせなければならないということではない。
- ・ 2024 年度活動計画について、運転・保守分科会に本資料を骨子として上程するかについて決議を取りたい。

○ 特に異論が無かったので、2024 年度活動計画を資料 No.56(4)-1 及び資料 No.56(4)-2 に基づき運転・保守分科会に上程するかについて、分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づく決議の結果、出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(6) その他

次回緊急時対策指針検討会は、2024 年 1 月から 2 月位に開催することとし、詳細な開催案内は別途事務局より各委員に送付することとした。

以上